

徳島県立あすたむらんど広告事業基準

(趣旨)

第1条 徳島県立あすたむらんどにおいて、民間事業者等の広告を表示すること等によりその対価として広告料を徴収する事業(以下「広告事業」という。)の取扱いについては、「徳島県広告事業実施要領」に定めるもののほか、この基準による。

(広告総則)

第2条 民間事業者等は、徳島県立あすたむらんどの設置目的が「子どもたちが科学に触れる場」であり、かつ「人々が広く交流する場」であることを十分に理解し、この趣旨に沿った広告事業を行わなければならない。特に、子どもたちの健全な成長には十分に配慮しなければならない。

(広告の内容等)

第3条 広告事業の内容は、徳島県立あすたむらんど内で県が指定する場所への広告の掲載とする。また、広告の掲載に付随するものとして指定する場所での広告物(チラシ・販売促進グッズ等)の無料配付(以下「広告物の配付」という。)を入札仕様書等で県が認める場合がある。これらはいずれも徳島県立あすたむらんどの公共性及び品位、信頼性を損なう恐れのないものでなければならない。

(広告の制限)

第4条 「徳島県広告実施要領」に定めるもののほか、徳島県立あすたむらんどにおいては、次に掲げる広告の掲載はできない。

- (1)アルコール飲料
- (2)商品の効能や有効性等についての評価が大きく分かれているもの
- 2 展示協力企業と競合する企業の広告については、原則として、事前に展示協力企業の了解が得られた場合のみ広告ができる。
- 3 徳島県立あすたむらんどと競合する施設等の広告については、利用者が徳島県立あすたむらんどの情報と錯覚するおそれのある場合は、広告することができない。

(広告の表現)

第5条 広告の表現や配色等で利用者に不快感を与える恐れがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(広告物の配付)

第6条 広告物の配付については、「徳島県広告業実施要領」及び前2条の規定を準用する。

2 その他、広告物の配付に関する事項については、入札仕様書等において定める。

3 徳島県立あすたむらんど内で実施するイベント等の理由により、広告物の配付日を制限する場合がある。

(広告の中止等)

第7条 県は、「徳島県広告事業実施要領」第3条及び前5条に定める内容について、広告の掲載及び広告物の配付前に具体的な判断をするものとし、必要に応じて広告代理店に当該広告の全部又は一部について掲載及び配付の中止や修正等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由が無く広告の掲載及び広告物の配付の中止や修正等に応じないときは、当該広告の全部について掲載及び配付を停止するものとする。この場合、県は一切の責任を負わない。また、掲載後において、当該広告に関し、前5条に定める内容について疑義が生じた場合も同様の対応が行えるものとする。

(広告掲載方法)

第8条 広告掲載方法は、県が指定する場所での広告のペイント又はシール・ポスター等の添付(以下「ペイント等」という。)とする。

2 ペイント等は、契約期間終了後に広告主等の負担により原状回復しなければならない。前条の規定に基づく場合も同様とする。

3 ペイント等(原状回復も含む)は、原則として、徳島県立あすたむらんどの休園日に行なわなければならない。

(事前審査)

第9条 広告のデザイン・内容、広告主及び広告物の配付については、原則として広告の掲載・広告物の配付の10日前までに徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課に提出し、県の承認を受けるものとする。

(審査会)

第10条 広告のデザイン・内容、広告主及び広告物の配付の内容等について、審査会を開催して、判断することがある。審査会の内容については、別途定める。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告事業に関して必要な事項は、別途定める。

附則

この基準は、平成18年8月30日から施行する。

附則

この基準は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。